

主な議案

(議決結果についてはページをご覧ください。)

○桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

概要

消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、所要の改正を行うもの。



(消火器の準備を)

○新市建設計画の一部変更について

概要

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る



(捕獲されたイノシシ)

地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、合併特例債を起債することができず、期間が延長されたことから、新市建設計画の一部を変更しようとするもの。

○桐生市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例案

概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、桐生市鳥獣被害対策実施隊を設置するため、条例を制定しようとするもの。

○権利(鉱業権)の放棄について

概要

旧新里村で取得していた鉱業権について、設備の老朽化や埃等による環境面での問題から昭和五十五年に砕石の販売を中止し、昭和五十八年から事業休止認可を継続して受けてきたが、鉱業法の一部改正により、実態として事業が行われていない鉱区については、やむを得ない場合を除き、事業休止は認められないことになったことに伴い、権利を放棄するに当たり、議会の議決を得ようとするもの。

○桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案

概要

子ども・子育て支援法第三十四条第三項及び第四十六條第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするもの。



(元気に遊ぶ園児たち)

○桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

概要

児童福祉法第三十四条の八の二の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするもの。

(放課後児童クラブ)



議員による
寄附や年賀状などは
法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことを禁止されています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

◎年賀状などの挨拶状を出すこと。

(答礼のための自筆によるものは除きます)

◎寄附をすること。

◎本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

お知らせ

◆次回定例会の開催予定は…

11月28日(金)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。

平成26年第3回定例会の会議録は、11月下旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページからでもご覧いただけます。